

第7回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年11月16日(木)午後1時15分～午後4時20分

2 開催場所

津家庭裁判所別館4階大会議室

3 出席者

(委員)

上廣正男, 北川利美, 後藤洋子, 高田健一(委員長), 田中憲子, 棚橋尉行,
中條隆二, 中野仁, 村田正人, 山本哲一, 山本藤雄(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

事務局長, 首席書記官, 次席家裁調査官, 総務課長, 総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員長あいさつ

(3) 市民団体からのアンケートの調査結果についての報告

(4) 前回の委員会における委員意見を受けての活動(「裁判所からの情報発信のあり方」)についての報告

裁判所の手続きに関する情報を広く発信し, より裁判所を利用しやすくするためのリーフレット等の配布(市町役場や社会福祉協議会の相談窓口への備付け依頼等), 裁判所の庁舎案内書面の玄関フロアへの備付け等について, 報告がなされた。

(5) 子の監護, 面接交渉等に関する家庭裁判所の働きかけについての説明

(6) DVD上映「子供のある夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」(ドラマ編, 解説編)

(7) 意見交換

今回のテーマである「子供の側から見た家事事件, 人事訴訟事件について」

の意見交換の要旨は、別紙のとおり

(8) 次回の意見交換のテーマについて

「少年事件と被害者保護について」

(9) 次回開催日 平成 1 9 年 5 月 1 7 日 (木) 午後 1 時 1 5 分

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

裁判所の取組みで説明のあった子供の心理状態を調べる補助用具CATに描かれている動物の絵が分かりづらく、白黒印刷で古いので、カラーのものを使った方が良いと思う。児童室でのマジックミラーでの観察やビデオカメラでの撮影は、前近代的な取調室を思わせるもので、人権侵害のおそれがあるのではないかと感じる。面接交渉の事例説明では、母親が頑なに反対した場合、子供を父親に会わせないという結論であったが、父親の子供に会う権利の実現を考えるべきではなかったのかと思う。母親の強い拒絶により子供の心に葛藤を与えることが面会させない理由とのことであるが、母親が我を通せばそのとおりになってしまうのではないか。最近、母親の再婚相手による子供の虐待事案が報じられているが、父親が子供に会うということはそのようなことを防止する観点からも重要ではないかと考える。また、審判で「子供が中学生になったら会わせる。」など具体的な条件を定める審判も可能ではないかと考える。

補助用具CATは子供の心理テストとして使用しているのではなく、家庭内の位置関係を話したり、子供の調査の導入のための話題作りをしている。より分かりやすく良いものがあれば、それを使用したいと考える。

親権者や監護権者の変更や、非監護者と子供との面接を認めるかを審判で判断する際の視点として、子供の立場からみるだけでよいのか、相手方の権利の側面からのアプローチが必要なのかとの問題がある。

親権者変更等の事件数の説明があったが、裁判所を利用する側からすると、どのくらいの割合で変更が認められたかという数値が必要と考える。裁判所からそのようなデータを提供してほしい。また、裁判所における判断基準があれば、申し立てるか否かの判断が容易になるなど、そのような情報を発信してほしい。

調停、審判、人事訴訟において、親権者がどちらになったかとの比率等の資料はあるのか。また、家裁調査官の立場から見て、親権者の帰属について一般的な

条件はあるのか。

比率等の資料はない。親権者等の変更の可否に関しては、家裁調査官としては、基本的には、子供の安定、監護の継続性を重視し、現在の監護が不適切でなければ、継続すべきと考えていると思う。多くの場合、母親が子供の面倒をみているケースが多いので、結果的には親権者等が母親になることが多いと考えられる。また、子供の発達段階により左右されることもあると考える。

父親に会いたいのに、母親への気遣いから、父親には会わないと子供が言った場合、子供に葛藤させるのは適当ではないとのことで、父親との面接交渉を認めないのでは、子供の心は中途半端なままであり、子供にとって良い結果とならないのではないか。また、家裁調査官が子供の意志を確認する際に、父母の別居について述べてからとのことだが、「父親は出張している。」などと言って、別居の理由を子供に伏せている場合などでは配慮が必要ではないのか。

個々のケースでは、父母の双方から意見を聴くなどして、それに即した配慮を行っている。また、母親への説得の仕方も焦点になると考える。

裁判官が審判を行う場合、当事者の心理面だけを見て判断しているのではない。

DVDの解説編は一面的過ぎると思う。使用している言葉も難しいと感じた。当事者に「あなたならどうする。」といった投げかけや、問題点の把握のきっかけとして使用するのが良いと思う。

児童室について、家裁調査官が調査のために、子供の様子をビデオカメラやマジックミラーで見ることについてはどうか。

目的は何かということが重要ではないか。いろんな手法や選択肢があり、他の選択肢の有無に関係するのではないかと思う。

調査される側への告知はされているのか。撮影される側の肖像権の問題はないのか。人権上の問題があるのではないか。

カメラで見ることについては、その方法について説明義務があると思う。使用する場合は、了解を得ることになっているのか。

子供だけが遊んでいる様子や非監護親との面接交渉の様子を観察することもあるが、通常、そのような観察をすることを双方の親に説明してから行っており、肖像権や人権上の問題等はないと認識している。

監護親に対して、非観護親と子供がうまく接していたと言っても、その事実に納得しない場合に、その面接交渉の状況を見せて、納得を得る上で役立つことも考えられる。

そのような方法を採用なくとも、起きてから寝るまでの子供の普段の様子を日記のように書かせたり、ビデオや写真を撮るなどして、それを相手方に見せることで納得を得ることはできると考える。

離婚の話合いがうまくいった場合は、その後の面接交渉の話合いもうまくいくが、離婚の話合いがうまくいかなかった場合は、離婚後の面接交渉の話合いで真っ向から衝突する。児童室の面接状況を見せられても、相手方への有効な説得方法にはならないような気もする。

子供が久しぶりに親と会うようなケースでは、最初は家裁調査官も部屋の中に入って、親子の対応に問題がないか気を付けている。その後に、調査官が外に出て、親子の対応がうまくゆくかを見る場合もある。ビデオカメラを使用する場合は、いろいろなサインを見逃さないためでもある。両親等の同意を取って利用することを前提に、裁判所にこうした児童室を整備することは、全国的な取組であると認識している。

説明にあった児童室の写真を見て、取調室のように見えた。違和感があり、リラックスできないように感じた。

児童室は、家事事件だけでなく少年事件でも使用することがある。ここには箱庭が置いてあり、床にシートを敷いて、子供に砂遊びをさせることもあるが、必ずしも十分な設備だとは考えておらず、様々な観点から改修の余地があるかもしれない。

子供の権利条約があるが、面接交渉は子供のためのものでなければならない。

裁判所ではこの点について配慮しているのか。

子供が親に会いたいと思ったときには、どのようなときにでも会えることが必要と考える。子供は、親の愛情をもって生まれてきたこと、要らない子ではないと思えるような担保がほしいと感じる、これらを実現できる面接交渉ができると良いと考える。

中学生になったら、自分で考えて行動するので、どのように決めても同じだと思う。

親権の問題と監護権、面接交渉は判断する内容が異なる。親権の判断は財産等を含めて、広い範囲で考慮すべきである。監護権はその実効性を考える要素が高い。面接交渉はその中間的なものとする。フランスにおいて、面接交渉は自然権としての親の権利としての発想である。しかし、子供を中心に考えると、子供の安定が重要視されるべきで、子の福祉を考えて定めることが必要である。調停では、面接交渉についての一般条項を入れることが多くなったが、今後もきめ細やかな配慮が必要と考えている。

面接交渉の条項を細かく定めると、面接することにこだわってしまい、権利意識が先立ち、かえって子供を苦しめてしまうことも考えられる。例えば、月に一回協議をもって面接交渉の条件を決め、交渉に臨むなどという程度の条項でないと決めづらいと思われる。

DVDを当事者に見せるについては、心理的な原因より子供がチック症状を発症するなど、子供の心理状態を理解していない場合に有益であると思う。しかし、子供のために、自分の思いを譲歩して、親権を相手方に渡すということで良いのかとの問題もあるので、その活用方法を十分に考えなければならないと思う。

面接交渉について親の権利という主張が強くなってきて、子供の立場が置き忘れているということからDVDが作成されるきっかけになったと考えられる。離婚においても、子供の側からみるとこのような状態だから、親にも考えてほしいということではないのか。

裁判所に持ち込まれる問題は、離婚することが前提と考えるが、もう一度、子供の気持ちを考えて、夫婦関係を修復するように進められないのか。

裁判所は離婚ありきではなく、円満調整も行っている。夫婦の争いの中にあっても、それぞれが子供のことを考えるように向かわせることで、巧く円満調整ができたケースもあった。

家庭内で子供のしつけがされていない、子供が人間関係を巧く持てない、不登校の問題など、子供に関する問題が増えてきている。

養育費についての問題も多いと思う。必ず支払われるような仕組みがあると良いと思う。

裁判所で養育費の支払を決めた何年か後に、履行されているかといった調査はされているのか。

そのような調査は行っていないが、履行勧告という制度があり、支払ってくれないということなら、裁判所から支払うように勧告している。